



第90回 | 定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成26年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場 所

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 2階 国際会議場

会場が前回と異なっておりますのでお間違えのないようご注意ください。

決議事項

- 第1号議案
 剰余金の配当の件
- 第2号議案
 取締役9名選任の件
- 第3号議案
 監査役2名選任の件
- 第4号議案
 補欠監査役1名選任の件

日本製紙株式会社

証券コード 3863

(証券コード 3863)
平成26年6月5日

株 主 各 位

(本店所在地)
東京都北区王子一丁目4番1号
(本社事務所)
東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

日本製紙株式会社

代表取締役社長 芳賀義雄

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成26年6月26日(木曜日)午後5時までに議決権を行使していただきたく、お願い申し上げます。

【書面による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使の場合】

インターネット等による議決権の行使に際しましては、59ページから60ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものいたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 2階 国際会議場
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項
- 報告事項 (1) 第90期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第90期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をそのまま会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nipponpapergroup.com/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、グループ全体の経営基盤強化、収益力向上に努め、企業価値の持続的成長を図ることによって、株主の皆さまの期待に応えてまいり所存でございます。

配当につきましては、グループの業績状況や内部留保の充実などを総合的に勘案したうえで、可能な限り安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円

総額3,478,862,730円

(ご参考) 平成25年12月2日に1株につき金10円の間配当を実施いたしましたので、

当期の年間配当は1株につき金40円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月30日

第2号議案 取締役9名選任の件

本株主総会の終結の時をもって、取締役全員（9名）の任期が満了となりますので、取締役9名（うち社外取締役1名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況
1	<p>芳賀 義雄 (昭和24年12月24日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 22,274株</p>	<p>昭和49年4月 十條製紙株式会社入社 平成14年6月 当社小松島工場長 平成16年6月 当社取締役企画本部長代理 平成17年6月 当社取締役企画本部長 平成18年4月 当社常務取締役企画本部長 平成20年6月 当社代表取締役社長 平成25年4月 当社代表取締役社長、社長執行役員（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 理文造紙有限公司(Lee & Man Paper Manufacturing Limited)取締役</p>
2	<p>馬城 文雄 (昭和28年3月3日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 10,589株</p>	<p>昭和50年4月 十條製紙株式会社入社 平成13年7月 当社原材料本部林材部長 平成16年6月 当社原材料本部長代理 平成18年6月 当社取締役原材料本部長代理 平成19年4月 当社取締役八代工場長 平成21年6月 当社取締役原材料本部長 平成22年6月 当社常務取締役原材料本部長 平成24年6月 当社常務取締役企画本部長 平成25年4月 当社取締役、常務執行役員 企画本部長、関連企業担当（現任）</p>
3	<p>岩瀬 広徳 (昭和24年6月7日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 15,339株</p>	<p>昭和49年4月 十條製紙株式会社入社 平成15年4月 当社伏木工場長 平成16年6月 当社取締役勿来工場長 平成18年4月 当社常務取締役勿来工場長 平成20年6月 当社専務取締役情報・産業用紙営業本部長 平成21年6月 日本大昭和板紙株式会社代表取締役社長 平成24年10月 当社専務取締役板紙事業本部長 平成25年4月 当社代表取締役副社長、副社長執行役員 板紙事業本部長 平成25年10月 当社代表取締役副社長、副社長執行役員 研究開発本部管掌、板紙事業管掌（現任）</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況
4	<p style="text-align: center;">もとむら まさる 本村 秀</p> <p>(昭和25年2月20日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 13,755株</p>	<p>昭和49年4月 十條製紙株式会社入社 平成12年6月 当社管理本部経理部長 平成15年6月 当社企画本部長代理 平成16年6月 当社取締役関連企業本部長 平成18年4月 当社取締役総務・人事本部長 平成19年6月 当社常務取締役総務・人事本部長 平成20年6月 当社常務取締役企画本部長 平成22年6月 当社専務取締役企画本部長 平成24年6月 当社専務取締役管理本部長 平成25年4月 当社代表取締役副社長、副社長執行役員 管理本部長兼CSR本部長（現任）</p>
5	<p style="text-align: center;">まるかわ しゅうへい 丸川 修平</p> <p>(昭和26年12月21日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 10,395株</p>	<p>昭和50年4月 十條製紙株式会社入社 平成17年6月 当社総務・人事本部長代理 平成19年6月 当社取締役総務・人事本部長代理 平成20年6月 当社取締役総務・人事本部長 平成22年6月 当社常務取締役総務・人事本部長 平成25年4月 当社取締役、常務執行役員 総務・人事本部長（現任）</p>
6	<p style="text-align: center;">やまさき かずふみ 山崎 和文</p> <p>(昭和30年6月6日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 7,542株</p>	<p>昭和55年4月 山陽国策パルプ株式会社入社 平成22年6月 当社取締役技術本部長代理 平成23年3月 当社取締役災害復興対策本部長代理兼技術本部長代理 平成24年6月 当社取締役技術本部長 平成25年4月 当社取締役、執行役員 技術本部長、研究開発本部管掌 平成25年6月 当社取締役、執行役員 技術本部長兼エネルギー事業本部長、研究開発本部管掌 平成25年10月 当社取締役、執行役員 技術本部長兼エネルギー事業本部長（現任） (重要な兼職状況) 日本製紙パピリア株式会社取締役</p>
7	<p style="text-align: center;">ふじさわ はるお 藤澤 治雄</p> <p>(昭和29年5月7日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 5,119株</p>	<p>昭和54年4月 山陽国策パルプ株式会社入社 平成19年6月 当社原材料本部林材部長 平成21年6月 当社原材料本部長代理 平成24年6月 当社取締役原材料本部長 平成25年4月 当社取締役、執行役員 原材料本部長（現任）</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況
8	<p>※ のびわ とおる 野沢 徹 (昭和34年3月10日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 3,083株</p>	<p>昭和56年4月 十條製紙株式会社入社 平成17年6月 当社管理本部財務部長 平成20年2月 当社管理本部経理部長 平成21年6月 当社管理本部長代理兼経理部長 平成25年4月 当社執行役員 管理本部長代理兼経理部長 (現任)</p>
9	<p>あおやま よしみつ 青山 善充 (昭和14年4月4日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>昭和40年12月 東京大学法学部助教授 昭和52年4月 東京大学法学部教授 平成8年4月 東京大学法学部長・同大学院法学政治学研究科長 平成11年4月 東京大学副学長 平成13年4月 成蹊大学法学部教授 平成13年5月 東京大学名誉教授 平成16年4月 明治大学法科大学院教授 平成18年4月 明治大学法科大学院長 平成19年2月 法制審議会会長 公益財団法人信濃通俗大学会理事長 (現任) 平成21年4月 公益財団法人自動車製造物責任相談センター理事長 (現任) 平成22年4月 明治大学法科大学院特任教授 (現任) 平成25年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職状況) 明治大学法科大学院特任教授 公益財団法人自動車製造物責任相談センター理事長 公益財団法人信濃通俗大学会理事長</p>

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者です。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 各候補者の所有する当社の株式の数には、日本製紙役員持株会における持分株数が含まれておりません。
 4. 候補者野沢徹氏は、本年6月19日付で日本製紙クレシア株式会社の取締役に就任する予定です。また、本年6月26日付でリントック株式会社の監査役に就任する予定です。
 5. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりです。
 ① 候補者青山善充氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。
 ② 候補者青山善充氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりです。
 同氏は、東京大学などにおいて長年にわたり法学に関する研究と指導を行ってこられ、また、東京大学副学長、法制審議会会長などを歴任されておられることから、法律の専門家として培われた専門的な知識・経験などを活かして、コンプライアンスその他当社の取締役の職務の執行について客観的な立場から監督と助言をいただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取

締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- ③ 候補者青山善充氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
 - ④ 当社は、青山善充氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を同氏と締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定です。
 - ⑤ 当社は、青山善充氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。
6. 上記略歴に記載の十條製紙株式会社は、平成5年4月1日付で商号を変更し、日本製紙株式会社となりました。
 7. 上記略歴に記載の山陽国策パルプ株式会社は、平成5年4月1日付で当社と合併いたしました。
 8. 上記略歴に記載の日本大昭和板紙株式会社は、平成24年10月1日付で当社と合併いたしました。

第3号議案 監査役2名選任の件

本株主総会の終結の時をもって、監査役濱島明人氏および寺尾誠氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職状況
1	※ まつお ひろし 松尾 博 (昭和27年1月3日生) 所有する当社の株式の数 200株	昭和45年4月 国策パルプ工業株式会社入社 平成14年10月 当社関連企業本部関連企業部長代理 平成19年6月 日本製紙木材株式会社経理部長 平成20年6月 同社取締役管理本部長 平成23年6月 同社常務取締役管理本部長 平成25年6月 同社専務取締役管理本部長（現任）
2	※ なごし みつお 名越 光夫 (昭和29年8月5日生) 所有する当社の株式の数 1,899株	昭和53年4月 山陽国策パルプ株式会社入社 平成18年4月 当社アジア事業本部長付部長 平成19年4月 当社企画本部長代理 平成21年5月 オーストラリアンペーパー（Paper Australia Pty Ltd）代表取締役 平成24年11月 株式会社日本製紙グループ本社経営監査室長 平成25年4月 当社経営監査室長（現任）

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者です。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 各候補者の所有する当社の株式の数には、日本製紙役員持株会における持分株数が含まれておりません。
 4. 候補者松尾博氏は、本年6月20日開催の日本製紙木材株式会社の第44回定時株主総会の終結の時をもって同社取締役を退任する予定です。なお、同氏は本年6月19日付で日本製紙クレシア株式会社の監査役に就任する予定です。
 5. 上記略歴に記載の国策パルプ工業株式会社は、昭和47年3月31日付で山陽パルプ株式会社と合併し、山陽国策パルプ株式会社となりました。
 6. 上記略歴に記載の山陽国策パルプ株式会社は、平成5年4月1日付で当社と合併いたしました。
 7. 上記略歴に記載の株式会社日本製紙グループ本社は、平成25年4月1日付で当社と合併いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令で定めた監査役の員数を欠くこととなるときに備えて、社外監査役の補欠としてあらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職状況
<p style="text-align: center;">おおつか あきお 大塚 章男 (昭和34年1月28日生) 所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>昭和61年4月 第一東京弁護士会弁護士登録、新明・長内法律事務所 平成3年8月 浜四津法律事務所 平成11年4月 青山センチュリー法律事務所所長 平成16年4月 東海大学法科大学院教授 平成17年4月 筑波大学法科大学院教授（現任） 東京センチュリー法律事務所パートナー 平成24年8月 大塚総合法律事務所所長（現任） 平成25年4月 筑波大学法科大学院院長（現任） (重要な兼職状況) 筑波大学法科大学院院長・教授 大塚総合法律事務所所長</p>

- (注) 1. 候補者大塚章男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者大塚章男氏に関する事項は次のとおりです。
① 候補者大塚章男氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者です。
② 候補者大塚章男氏を社外監査役候補者とした理由は次のとおりです。
同氏につきましては、弁護士として培われた専門的な知識・経験などを社外監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
③ 候補者大塚章男氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を同氏と締結する予定です。
④ 候補者大塚章男氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定です。

以上

(添付書類) 事業報告

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

当社は、平成25年4月1日付で株式会社日本製紙グループ本社（以下「日本製紙グループ本社」といいます。）を吸収合併し、日本製紙グループ本社の連結財務諸表を引き継いでおりますので、当社の連結の範囲については、それまでの日本製紙グループ本社の連結の範囲から実質的な変更がありません。よって、以下の記述においては、ご参考として日本製紙グループ本社の平成25年3月期との比較を行っており、「前期」とは日本製紙グループ本社の平成25年3月期を指します。

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国の経済は、各種政策の効果により、円高の是正や株高が進行し、企業収益や雇用情勢が改善するなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

紙パルプ業界におきましては、円高の是正により、輸入紙の増加も一巡し、紙・板紙の国内出荷は前年を上回る水準で推移しましたが、原燃料価格が上昇するなど、厳しい事業環境が続きました。

当社グループは、このような経営環境に対応し、原価改善・固定費削減などのコストダウンに努めるとともに、洋紙・板紙・家庭紙など各製品の価格修正に取り組んでまいりました。

以上の結果、当期の連結業績につきましては、前期に比べ売上高は561億99百万円（5.5%）増の1兆812億77百万円、営業利益は33億91百万円（13.5%）増の285億36百万円、経常利益は51億6百万円（22.1%）増の281億88百万円となりました。また、土地や株式などの資産売却を実施した結果、当期純利益は121億17百万円（113.7%）増の227億70百万円となりました。

売上高

1兆812億77百万円
(前期比5.5%増)

営業利益

285億36百万円
(前期比13.5%増)

経常利益

281億88百万円
(前期比22.1%増)

当期
純利益

227億70百万円
(前期比113.7%増)

事業別の概況は、次のとおりです。

紙・パルプ事業 | 売上高 8,481億45百万円 (前期比5.8%増)

新聞用紙は、参議院選挙やソチオリンピックなどの特需や、好調な広告需要によるページ数の増加があったものの、発行部数の減少が継続し、販売数量は前期を下回りました。印刷用紙は、国内需要が堅調に推移したことに加え、輸入紙の減少、輸出を中心とした拡販などにより、販売数量は前期を上回りました。情報用紙は、P P C用紙（コピー用紙）やフォーム用紙などの販売数量が前期を上回りました。

板紙は、段ボール需要が年間を通して堅調に推移し、販売数量は前期を上回りました。

家庭紙は、消費税率引上げに伴う前倒し需要もあり、ティッシュペーパーやトイレットペーパーなどの販売数量は前期を上回りました。

以上の結果、前期に比べ売上高は468億32百万円(5.8%)増の8,481億45百万円、営業利益は44億85百万円(34.6%)増の174億40百万円となりました。

紙関連事業 | 売上高 930億4百万円 (前期比1.5%減)

液体用紙容器事業は、野菜飲料向けでは増加しましたが、牛乳消費の減少などにより、販売数量は前期を下回りました。

化成品事業は、コンクリート混和剤などは好調に推移したものの、液晶用途向け機能材料の販売数量は大幅に前期を下回りました。溶解パルプ（D P）は化繊向けの需要が低調に推移し、販売数量は前期を下回りました。

以上の結果、前期に比べ売上高は14億56百万円(1.5%)減の930億4百万円、営業利益は11億93百万円(19.1%)減の50億45百万円となりました。

木材・建材・土木 建設関連事業 | 売上高 695億43百万円 (前期比14.5%増)

木材・建材事業は、新設住宅着工戸数の増加などにより販売数量が前期を上回りました。

土木建設事業は、資材費や人手不足による労務費の高騰の影響が収益を圧迫しました。

以上の結果、前期に比べ売上高は88億17百万円(14.5%)増の695億43百万円となったものの、営業利益は3億15百万円(11.6%)減の24億3百万円となりました。

その他

売上高 705億84百万円 (前期比2.9%増)

清涼飲料事業は、飲料メーカー間の競争激化により厳しい事業環境が継続するなか、原価改善や販管費の削減などコストダウンに努めました。

物流事業は、燃料費の高騰などが収益を圧迫しました。

レジャー事業は、堅調に推移しました。

以上の結果、前期に比べ売上高は20億5百万円(2.9%)増の705億84百万円、営業利益は4億15百万円(12.8%)増の36億47百万円となりました。

事業別売上高および営業利益

事業別名称	売上高			営業利益		
	当期	前期比		当期	前期比	
		増減額	増減率		増減額	増減率
	(百万円)	(百万円)	(%)	(百万円)	(百万円)	(%)
紙・パルプ事業	848,145	46,832	5.8	17,440	4,485	34.6
紙関連事業	93,004	△1,456	△1.5	5,045	△1,193	△19.1
木材・建材・ 土木建設関連事業	69,543	8,817	14.5	2,403	△315	△11.6
その他	70,584	2,005	2.9	3,647	415	12.8
合計	1,081,277	56,199	5.5	28,536	3,391	13.5

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
2. 前期比は、日本製紙グループ本社の平成25年3月期の連結業績との比較です。

(2) 設備投資の状況

当期において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、471億円で、主な設備投資の内容は、国内における発電事業新設備設置工事および紙パック事業増産対策工事、ならびに海外における紙・パルプ事業新設備設置工事および発電事業新設備設置工事です。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金およびグループ会社に対する投融資の資金に充当するため、長期借入40億円などによる調達を実施いたしました。

なお、当社グループは、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を導入し、グループ内資金を一元的に管理し、機動的かつ効率的にグループ内に配分しております。

(4) 対処すべき課題
(当社グループを取り巻く経営環境)

① 国内市場

当期は国内の景況感が全般にわたって改善するなか、紙・板紙ともに好調な出荷となりました。洋紙については、円高是正による輸入紙の減少と輸出環境の好転もあり、国内需給が改善し高い稼働率での操業を継続いたしました。このような状況のなか、原燃料コスト上昇分の製品価格への転嫁を進め、市況回復を実現いたしました。板紙については、加工食品・青果物向けや宅配向けの需要が堅調であったほか、平成25年末からは消費税率改定前の駆け込み需要もあり、段ボール原紙を中心に出荷量は大きく前年を上回りました。

また、紙関連事業では牛乳消費の減少や、液晶材料の在庫調整の影響がありましたが、木材・建材・土木建設関連事業およびその他の事業においては消費税率改定前の駆け込み需要の影響を含め、全般にわたって順調な需要環境となりました。

来期は一部品種では消費税率改定前の駆け込み需要の反動はあるものの、全般的な回復基調は続くものと予想され、堅調な出荷が見込まれます。一方、円高是正による原燃料、諸資材の大幅なコストアップなどが収益面の懸念材料となっております。

② 海外市場

中国経済の減速やウクライナ情勢など、依然として懸念材料はあるものの、欧州の経済状況にも落ち着きが見られ、米国経済も着実な改善傾向が続いております。当社グループが主要市場と位置づけているアジア・オセアニア地域では堅調な経済状況や人口増などに支えられ、同地域内の紙・板紙や化成品、その他各種産業向け製品の需要拡大が続いております。

(第4次中期経営計画)

現在、当社グループが推進している「第4次中期経営計画」では、国内洋紙事業の復興計画を柱とする洋紙事業の収益力強化とともに、グループの事業構造転換を加速させるべく、成長分野の拡大および新規事業の開発・育成を図っております。さらに海外事業の収益力強化や、財務体質の改善にも取り組んでおります。

① 洋紙事業の収益力強化

国内洋紙事業の収益力を強化するために、需要に見合った生産および販売体制の確立と、抜本的な体質改善に取り組んでおります。平成24年度には12台の生産設備を停止するとともに、一部の不採算品種から撤退いたしました。当期はこれらの諸施策により、固定費削減や稼働率向上、重油使用量の極小化など生産コストを大幅に削減いたしました。さらに、営業力強化のため板紙事業も含め組織を再編し、グローバル販売体制の強化も進めております。

② 事業構造転換に向けた取組み強化

長期的な国内洋紙市場の縮小も見据えたうえで、当社グループとして持続的成長を図っていくためには、海外市場への展開に加え、産業用紙分野の強化、製紙以外の事業の育成、新事業の創出を図っていく必要があると考えております。森林資源や木材科学技術など、当社グループの強みを活かしながら、「総合バイオマス企業」への事業構造転換を加速する取組みを進めております。

平成24年10月の当社、日本大昭和板紙株式会社、日本紙パック株式会社および日本製紙ケミカル株式会社の四社合併、平成25年4月の事業持株会社化を通じて経営のスピードアップを図りながら、包装容器、機能性シートといった産業用素材や、セルロースナノファイバーなどの新素材を含むバイオケミカル、電力・エネルギー、さらにはアグリ・食品など今後の成長が期待できる分野に経営資源を重点配分し、主力事業とすべく拡大を図ってまいります。

当社グループでは、既に工場の発電余力を活用した売電や、電力需給逼迫時の要請に応えた電力供給を実施しておりますが、さらに事業拡大を推進するべく、平成25年6月に新たにエネルギー事業本部を設置いたしました。八代工場での未利用材を100%使用する木質バイオマス発電事業や、小松島市の社有地でのメガソーラー事業、富士工場鈴川における石炭火力発電事業など、目下、準備を進めているものに加え、新たな発電プロジェクトも検討しております。これらの発電事業では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による安定的な販売や、紙の原料調達網を活用した未利用材の安定集荷に加え、土地などの資産や操業経験豊富な人材といった当社グループの強みを活かし、早期の収益拡大に向け取り組んでおります。また、PPS(特定規模電気事業者)としての電力小売りや、新規バイオマス固形燃料の開発など、さらなる事業拡大に向けた検討も積極的に推進してまいります。

また、木材を原料とし、高強度、低熱膨張性、酸素バリア性、増粘性など多様かつ有用な特質をもつセルロースナノファイバーについては、平成25年10月に稼働した実証生産設備により、用途開発を進めております。

③ 海外事業の収益力強化

アジア・オセアニア地域を中心とする環太平洋の成長市場をターゲットに事業展開に取り組んでおります。平成25年12月には、タイ国SCGペーパー社と同社の保有する植林、パルプ、紙で構成される事業部門への参画について合弁契約を締結し、平成28年を目処に当該株式を約30%まで取得する予定です。また先行して進めておりました同社との合弁事業であるサイアム・ニッポン・インダストリアル・ペーパー社(SNP社)では、本年3月から食品・医療包装紙をはじめとする多用途薄物産業用紙の生産を開始いたしました。

オーストラリアンペーパー社は、豪ドル高の修正による為替水準の好転とともに収益も改善しております。来期には古紙パルプ製造設備の稼働を予定しており、オーストラリア市場への古紙パルプ配合製品投入により、同国内における販売力を強化してまいり

ます。

今後も地域ごとの事業のバランスを考慮しつつ各事業の収益力向上を図るとともに、当社グループの海外流通チャネルを活用した拡販にも注力してまいります。

④ 財務体質の改善

当社グループでは、東日本大震災からの復興のために多額の資金を要したことにより有利子負債が増加しました。第4次中期経営計画では、負債/資本比率を1.5倍以下に改善することを目標としております。利益の回復とともに、土地の売却など思い切った資産効率化も進め、将来のために必要な戦略投資の実行と同時に負債の圧縮を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	(ご参考) 日本製紙グループ本社			当社
	第11期 (平成23年3月期)	第12期 (平成24年3月期)	第13期 (平成25年3月期)	第90期(当期) (平成26年3月期)
売上高 (百万円)	1,099,817	1,042,436	1,025,078	1,081,277
経常利益 (百万円)	31,599	6,057	23,081	28,188
当期純利益または当期純損失(△) (百万円)	△24,172	△41,675	10,652	22,770
1株当たり当期純利益または当期純損失(△) (円)	△208.73	△359.90	92.00	196.67
総資産 (百万円)	1,560,592	1,527,635	1,497,729	1,480,894

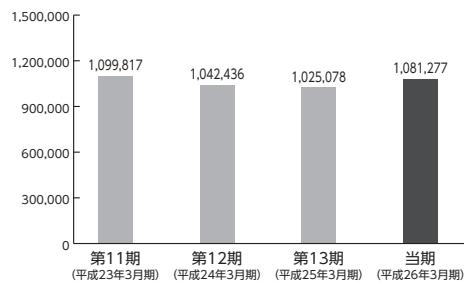
- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、平成25年4月1日付で日本製紙グループ本社を吸収合併し、日本製紙グループ本社の連結財務諸表を引き継いでおりますので、当期の当社の連結の範囲については、平成25年3月期までの日本製紙グループ本社との連結の範囲から実質的な変更がありません。
 3. 第87期から第89期までの当社(連結)の財産および損益の状況の推移につきましては次のとおりです。

区分	第87期 (平成23年3月期)	第88期 (平成24年3月期)	第89期 (平成25年3月期)
売上高 (百万円)	900,517	836,120	862,272
経常利益または経常損失(△) (百万円)	24,482	△3,523	15,597
当期純利益または当期純損失(△) (百万円)	△28,686	△44,942	4,468
1株当たり当期純利益または当期純損失(△) (円)	△246.75	△386.59	38.43
総資産 (百万円)	1,435,784	1,405,132	1,430,143

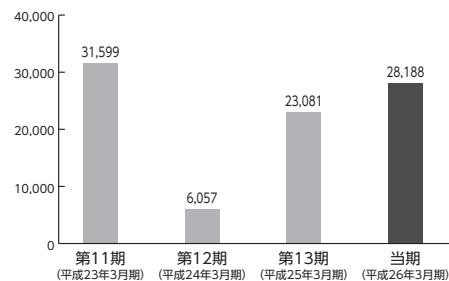
- (注) 3-1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
 3-2. 当社は、平成25年4月1日付で日本製紙グループ本社を吸収合併したため、第87期から第89期までの当社の連結の範囲は、第90期(当期)の連結の範囲と異なっております。
 3-3. 当社は、第89期より連結計算書類を作成しております。第87期および第88期の数値につきましては、監査役および会計監査人による会社法に基づく監査を受けていない連結計算書類に基づくものです。
 3-4. 当社は、平成24年4月24日付で1,080,671,242株を116,254,892株とする株式併合を行っております。1株当たり当期純利益および当期純損失は、第87期の期首に株式併合が行われたと仮定し算定しております。

【ご参考：財産および損益の状況の推移】

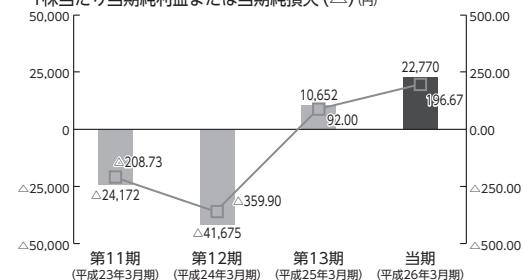
■売上高 (百万円)



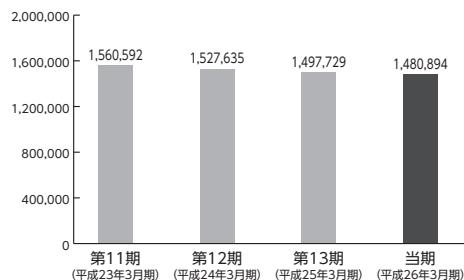
■経常利益 (百万円)



■当期純利益または当期純損失(△) (百万円) / 1株当たり当期純利益または当期純損失(△) (円)



■総資産 (百万円)



(注) 第11期(平成23年3月期)、第12期(平成24年3月期)および第13期(平成25年3月期)は、日本製紙グループ本社の財産および損益の状況を表示しております。

(6) 重要な子会社の状況等 (平成26年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
[紙・パルプ事業]	百万円	%	
日本製紙パピリア株式会社	3,949	100.0	特殊紙の製造販売
日本製紙クレシア株式会社	3,067	100.0	家庭紙の製造販売
	千オーストラリア\$		
オーストラリアンペーパー (Paper Australia Pty Ltd)	662,280	100.0	紙、板紙、パルプ、事務用品の製造販売
	百万円		
日本紙通商株式会社	1,000	98.3	紙、パルプ、薬品の販売
[木材・建材・土木建設関連事業]			
日本製紙木材株式会社	440	100.0	木材、製材の販売
[その他]			
四国コカ・コーラボトリング株式会社	5,576	100.0	清涼飲料水の製造販売
日本製紙物流株式会社	70	100.0	倉庫業、通運業、貨物運送業

(注) 百万円未満および千オーストラリア\$未満は切り捨てて表示しております。

② 企業結合等の状況

当期の連結子会社は44社、持分法適用会社は10社です。

(7) 主要な事業内容 (平成26年3月31日現在)

事業別名称	主要製品
紙・パルプ事業	洋紙、板紙、家庭紙、パルプ、製紙原料
紙関連事業	紙加工品、化成品
木材・建材・土木建設関連事業	木材、建材、土木建設
その他の	飲料事業、物流事業、レジャー事業、その他

(8) 主要な営業所および工場（平成26年3月31日現在）

国内	<p>本社（東京都千代田区）</p> <p>営業拠点：本社、5 営業支社、1 支店、3 営業所</p> <p>生産拠点：釧路工場（北海道釧路市）、北海道工場（北海道苫小牧市、旭川市、白老郡白老町）、秋田工場（秋田県秋田市）、石巻工場（宮城県石巻市）、岩沼工場（宮城県岩沼市）、勿来工場（福島県いわき市）、足利工場（栃木県足利市）、草加工工場（埼玉県草加市）、吉永工場（静岡県富士市）、富士工場（静岡県富士市）、大竹工場（広島県大竹市）、岩国工場（山口県岩国市）、八代工場（熊本県八代市）</p> <p>研究所：総合研究所（東京都北区）、アグリ・バイオ研究所（東京都北区）</p>
	<p>紙パック事業本部</p> <p>営業拠点：本社、4 営業所</p> <p>生産拠点：草加紙パック株式会社（埼玉県草加市）、江川紙パック株式会社（茨城県猿島郡五霞町）、三木紙パック株式会社（兵庫県三木市）、石岡加工株式会社（茨城県石岡市）、勿来フィルム株式会社（福島県いわき市）</p>
	<p>ケミカル事業本部</p> <p>営業拠点：本社、1 営業所</p> <p>生産拠点：江津事業所（島根県江津市）、岩国事業所（山口県岩国市）、東松山事業所（埼玉県東松山市）、勇払製造所（北海道苫小牧市）</p>
	<p>日本製紙パピリア株式会社：本社（東京都千代田区）</p> <p>営業拠点：本社、1 支店</p> <p>生産拠点：原田工場（静岡県富士市）、吹田工場（大阪府吹田市）、高知工場（高知県吾川郡いの町）</p>
	<p>日本製紙クレシア株式会社：本社（東京都千代田区）</p> <p>営業拠点：本社、7 営業支社、3 支店</p> <p>生産拠点：東京工場（埼玉県草加市）、開成工場（神奈川県足柄上郡開成町）、興陽工場（静岡県富士市）、京都工場（京都府福知山市）</p>
	<p>四国コカ・コーラボトリング株式会社：本社（香川県高松市）</p> <p>営業拠点：本社、4 支店、11 営業所</p> <p>生産拠点：小松工場（愛媛県西条市）</p>
海外	<p>オーストラリアンペーパー（Paper Australia Pty Ltd）（オーストラリア）</p>

(注) 当社は、平成25年10月1日付で組織を変更し、板紙事業本部を廃止いたしました。

(9) 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

事業別名称	従業員数	前期末比増減
紙・パルプ事業	7,516名	67名増
紙関連事業	1,285名	31名減
木材・建材・土木建設関連事業	1,670名	1名増
その他	2,399名	2名増
全社（共通）	237名	16名増
合計	13,107名	55名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員です。
 2. 全社（共通）は、特定の事業に区分できない管理部門に所属する従業員です。
 3. 前期末比は、日本製紙グループ本社および連結子会社の平成25年3月期末の従業員数との比較です。

(10) 主要な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	104,804百万円
株式会社日本政策投資銀行	104,460百万円
農林中央金庫	52,000百万円
株式会社三井住友銀行	44,264百万円
日本生命保険相互会社	38,000百万円
明治安田生命保険相互会社	32,000百万円
三井住友信託銀行株式会社	28,500百万円
みずほ信託銀行株式会社	27,000百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	24,300百万円
三井生命保険株式会社	23,500百万円

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 116,254,892株（自己株式292,801株を含む）
 (3) 株主数 67,690名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,522,000株	9.94%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,701,700株	5.78%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,341,855株	3.74%
レ ン ゴ ー 株 式 会 社	3,351,241株	2.89%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,263,065株	2.81%
日 本 製 紙 従 業 員 持 株 会	3,258,629株	2.81%
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	2,566,902株	2.21%
三 井 生 命 保 険 株 式 会 社	2,258,900株	1.95%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,993,846株	1.72%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	1,782,900株	1.54%

(注) 持株比率は自己株式292,801株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成26年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 状 況
代 表 取 締 役 会 長	中村 雅知	
代 表 取 締 役 社 長	芳賀 義雄	社長執行役員 理文造紙有限公司 (Lee & Man Paper Manufacturing Limited)取締役 日本製紙連合会会長
代 表 取 締 役 副 社 長	岩瀬 広徳	副社長執行役員 研究開発本部管掌、板紙事業管掌
代 表 取 締 役 副 社 長	本村 秀	副社長執行役員 管理本部長兼CSR本部長
取 締 役	馬城 文雄	常務執行役員 企画本部長、関連企業担当 日本製紙クレシア株式会社取締役 オーストラリアンペーパー (Paper Australia Pty Ltd) 取締役 リンテック株式会社監査役
取 締 役	丸川 修平	常務執行役員 総務・人事本部長
取 締 役	山崎 和文	執行役員 技術本部長兼エネルギー事業本部長 日本製紙パピリア株式会社取締役
取 締 役	藤澤 治雄	執行役員 原材料本部長
取 締 役	青山 善充	明治大学法科大学院特任教授 公益財団法人自動車製造物責任相談センター理事長 公益財団法人信濃通俗大学会理事長
常 任 監 査 役 (常 勤)	濱島 明人	日本製紙クレシア株式会社監査役
監 査 役 (常 勤)	寺尾 誠	
監 査 役	房村 精一	弁護士 公安審査委員会委員長、東京都労働委員会会長
監 査 役	坂本 邦夫	公認会計士、税理士 公認会計士・税理士坂本邦夫事務所所長

(注) 1. 平成25年6月27日開催の第89回定時株主総会において、青山善充氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

2. 当該事業年度中における役員の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりです。

氏名	新地位・担当等	旧地位・担当等	異動年月日
岩瀬 広徳	代表取締役副社長、副社長 執行役員 研究開発本部管掌、板紙事業管掌	代表取締役副社長、副社長 執行役員 板紙事業本部長	平成25年10月1日
山崎 和文	取締役、執行役員 技術本部長兼エネルギー事業本部長、研究開発本部管掌	取締役、執行役員 技術本部長、研究開発本部管掌	平成25年6月27日
	取締役、執行役員 技術本部長兼エネルギー事業本部長	取締役、執行役員 技術本部長兼エネルギー事業本部長、研究開発本部管掌	平成25年10月1日
房村 精一	東京都労働委員会会長	東京都労働委員会公益委員 (会長代理)	平成25年8月6日

3. 本年4月1日以降に生じた役員の地位、担当等の異動は次のとおりです。

氏名	新地位・担当等	旧地位・担当等	異動年月日
芳賀 義雄	(退任)	日本製紙連合会会長	平成26年5月12日

- 取締役青山善充氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 監査役房村精一氏および監査役坂本邦夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 常任監査役（常勤）濱島明人氏は、当社において関連企業管理部門での部長職を含む長年の実務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 監査役（常勤）寺尾誠氏は、海外子会社の経理・財務部門において実務経験があり、また加えて、海外事業管理部門に長年にわたり在籍し、海外子会社の経理・財務面を含む経営全般の管理を担当した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 監査役坂本邦夫氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 当社は、取締役青山善充氏、監査役房村精一氏および監査役坂本邦夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

【ご参考：執行役員（平成26年3月31日現在）】

地 位	氏 名	担 当
社 長 執 行 役 員	芳 賀 義 雄	
副 社 長 執 行 役 員	岩 瀬 広 徳	研究開発本部管掌、板紙事業管掌
副 社 長 執 行 役 員	本 村 秀	管理本部長兼CSR本部長
専 務 執 行 役 員	八 巻 眞 覧	ケミカル事業本部長
常 務 執 行 役 員	馬 城 文 雄	企画本部長、関連企業担当
常 務 執 行 役 員	丸 川 修 平	総務・人事本部長
常 務 執 行 役 員	藤 崎 夏 夫	石巻工場長兼岩沼工場長
常 務 執 行 役 員	赤 津 隆 一	新聞営業本部長
常 務 執 行 役 員	佐 藤 信 一	印刷用紙営業本部長兼情報用紙営業本部長、 国際販売統括部管掌
執 行 役 員	山 崎 和 文	技術本部長兼エネルギー事業本部長
執 行 役 員	大 田 雅 彦	岩国工場長
執 行 役 員	濱 沖 賢	北海道工場長
執 行 役 員	藤 澤 治 雄	原材料本部長
執 行 役 員	煙 山 寿	勿来工場長
執 行 役 員	大 市 哲 也	紙パック事業本部長
執 行 役 員	音 羽 徹	富士工場長兼吉永工場長
執 行 役 員	内 海 晃 宏	八代工場長
執 行 役 員	野 沢 徹	管理本部長代理兼経理部長
執 行 役 員	福 島 一 守	釧路工場長
執 行 役 員	五 十 嵐 陽 三	研究開発本部長兼総合研究所長
執 行 役 員	遠 山 和 伸	白板・産業用紙営業本部長
執 行 役 員	武 藤 悟	段原紙営業本部長

(2) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

			人	数	報酬等の総額
取	締	役		9名	443百万円
監	査	役		4名	62百万円

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年2月22日開催の臨時株主総会において、年額800百万円以内と決議しております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第83回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬等については、当社における職責に応じて基準額を定め、そのうち70%を固定的に支給し、30%については原則として前事業年度業績に応じて増減したうえで支給いたします。

監査役の報酬等については、その職責に鑑み、業績との連動は行わず、監査役の協議により決定し支給いたします。

なお、取締役および監査役の報酬等の支給は、株主総会で決議した報酬等の総額の枠内で行います。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
取締役青山善充氏は、明治大学法科大学院の特任教授、公益財団法人自動車製造物責任相談センターの理事長および公益財団法人信濃通俗大学会の理事長を務めております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役房村精一氏は、公安審査委員会の委員長および東京都労働委員会の会長を務めております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役坂本邦夫氏は、公認会計士・税理士坂本邦夫事務所の所長を務めております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役青山善充氏は、平成25年6月27日の就任以降に開催の取締役会11回のうち11回に出席し、主に法律の専門家としての専門的見地から、適宜、決議事項や報告事項について質問をするとともに、必要に応じて、社外の立場から意見を述べております。

監査役房村精一氏は、当事業年度に開催の取締役会15回のうち15回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜、決議事項や報告事項について質問をするとともに、必要に応じて、社外の立場から意見を述べております。また、当事業年度に開催の監査

役会13回のうち13回に出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、監査に関する重要事項の協議などを行い、必要に応じて、社外の立場から意見を述べております。

監査役坂本邦夫氏は、当事業年度に開催の取締役会15回のうち15回に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、適宜、決議事項や報告事項について質問をするとともに、必要に応じて、社外の立場から意見を述べております。また、当事業年度に開催の監査役会13回のうち13回に出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、監査に関する重要事項の協議などを行い、必要に応じて、社外の立場から意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役青山善充氏、監査役房村精一氏および監査役坂本邦夫氏は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。

④ 報酬等の総額

	人 数	報 酬 等 の 総 額
社 外 役 員	3名	22百万円

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	170百万円
② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	256百万円

(注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額が含まれております。

3. 当社の重要な子会社のうち、オーストラリアンペーパー (Paper Australia Pty Ltd) は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤング (Ernst & Young) の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合には、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

標記の体制について、当社は平成18年5月25日に取締役会で決議後、平成25年2月22日の取締役会決議により一部改定しております。内容は次のとおりです。

(1) 「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

- ① 会社の業務執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性ある内部統制システムの構築と法令および定款を遵守する体制を確立する。
- ② 監査役会は、内部統制システムの有効性と機能を監査する。

(2) 「株式会社の業務の適正を確保するための体制」

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
法定文書、その他取締役の職務執行に係る文書については、文書管理規則などの定めるところに従い、適切に保存・管理する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社およびグループ会社の業務執行に係るリスクについては、リスクの個々の内容に応じた、主管する部署において必要な規則・ガイドラインを制定するほか、マニュアルに基づく教育・訓練を実施するなどリスクの未然防止に努めるとともに、万一の発生の際には、親会社および子会社が一体となり、当社グループとしての損失の拡大を防止するとともに、これを最小限にとどめるための必要な体制を整える。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 取締役会などの各機関、組織が、取締役会規則、決裁規則、職務分掌規則などの意思決定ルールにより、有効に機能し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確立する。
 - (ロ) 執行役員制度を導入し、取締役会による経営全般の監督機能および意思決定機能と執行役員による個々の部門の業務執行機能を切り分けて、責任と権限の所在を明確化する。
 - (ハ) 事業（グループ各社）ごとに、3年間の中期計画を策定し、課題・目標を明確化するとともに、年度ごとにそれに基づく業績管理を徹底して行う。

- ④ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (イ) 「日本製紙グループ行動憲章」および「日本製紙行動規範」を制定し、コンプライアンスの周知・徹底を図る。
 - (ロ) 経営監査室は、内部監査規則などに基づき、当社およびグループ会社の内部監査を行う。
 - (ハ) 当社グループの内部通報制度として「日本製紙グループヘルプライン」を構築し、厳正に運用する。
- ⑤ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) グループの業務執行の適正を確保するため、グループ会社経営管理基本方針および関係会社業務規則を定め、当社への決裁申請、事前・事後報告制度などにより、グループにおける経営管理を適正に行う。
 - (ロ) 監査役は、当社の監査役会に加えて、当社の主要グループ会社の監査役で組織する「日本製紙グループ監査役連絡会」を主宰し、監査方針、監査方法などを定期的に協議するほか、情報交換を実施するなど連携強化を図り、グループにおける業務執行の適正を確保する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命する。なお、その人事については、監査役会の事前の同意を要する。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 取締役、執行役員および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告する。また、監査役は、いつでも取締役、執行役員および使用人に対して報告を求めることができる。
 - (ロ) その他、監査役に会社の情報が適正に伝わるよう、取締役、執行役員および使用人からの報告に限らず、会計監査人、顧問弁護士なども密に情報交換が行える環境を整備する。
 - (ハ) 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持つなど意思の疎通に努める。また、監査役の求めに応じて、重要な会議への監査役の出席を確保する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する規則に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用を適切に行う。また、その有効性を継続的に評価し、必要な改善策を実施する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
- 反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たない。不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。また、必要に応じ外部の専門機関とも連携をとり対応する。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針について

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆さま全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。しかしながら、当社株式等に対する大規模買付行為や買付提案の中には、買付目的や買付後の経営方針等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもあり得ます。

当社は、このような大規模買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

(2) 基本方針の実現に資する取組みについて

① 中期経営計画について

当社グループは紙パルプ事業を中心とした、用途多彩で再生可能な木材資源の活用を通じて、豊かな暮らしと地球環境の両立を支える企業活動を実践しております。この持続的成長をさらに確かなものにするため、平成24年4月1日から平成27年3月31日までを期間とする「第4次中期経営計画」を策定いたしております。第4次中期経営計画では、洋紙事業の収益力強化、事業構造転換に向けた取組み強化、海外事業の収益力強化、財務体質の改善の4つの主要テーマを掲げております。

洋紙事業の収益力強化では、生産設備12台を停止し、国内洋紙生産能力の15%にあたる年産80万トン削減することにより収益改善を図りました。

事業構造転換に向けた取組み強化では、国内での需要減少が見込まれる洋紙事業から、今後も国内外で安定的な成長が期待できるパッケージ・紙加工事業、再生可能資源からの素材として注目を集めるバイオケミカル事業、東日本大震災以降に事業機会が拡大しつつあるエネルギー事業など、強化すべき事業分野に経営資源を集中し、事業構造の転換を進めてまいります。

海外事業の収益力強化では、需要の旺盛なアジア・オセアニア地域を戦略地域として位置づけ、海外子会社の収益力向上を図るとともに、現地の有力企業との提携を強化し、海外展開の基盤強化を図ってまいります。

財務体質の改善では、東日本大震災からの復興のために多額の資金を要したことにより有利子負債が増加しましたが、第4次中期経営計画における諸施策の実行により財務体質の改善を図ってまいります。

当社グループは、第4次中期経営計画の実行のみならず、技術開発を含めた再生可能なバイオマス資源の活用を推進し、暮らしと社会を支える「総合バイオマス企業」として企業価値の持続的な向上に努めてまいります。

② コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、株主の皆さまをはじめとするステークホルダーに対する経営の透明性を一層高め、公正な経営を実現することを経営の最重要課題としております。

当社グループは平成25年4月1日付の組織再編成により、純粹持株会社制から事業持株会社制へ移行いたしました。これまで純粹持株会社として構築してまいりましたグループ経営の司令塔としてのグループ成長戦略の推進機能、傘下事業へのモニタリング(監査・監督)機能、およびコンプライアンス推進機能を維持・継続するとともに、事業持株会社として業務の執行と経営の監督を明確に分離するため執行役員制度を導入したほか、社外取締役を導入し、経営監視機能のさらなる向上を図ってまいります。

このような取組みにより、当社は、今後もより一層コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

かかる取組みは当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるものであり、上記(1)で述べた基本方針に沿うものです。

(3) 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）

① 本対応方針の概要

当社は、上記(1)に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を定めております。

本対応方針の有効期間は、平成27年3月期に関する定時株主総会終結の時までとなっております。その概要は以下のとおりです。

(イ) 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、(Ⅰ)事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(Ⅱ)大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(Ⅲ)株主の皆さまに当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

(ロ) 新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件およ

び当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(ハ) 当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、または本新株予約権の取得等の判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することを勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主意思確認総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆さまに適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本対応方針の独立委員会は、当社社外取締役1名、社外監査役2名および社外の有識者1名により構成されます。

(ニ) 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆さまにより本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆さまに対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

② 本対応方針が株主・投資家に与える影響等の概要

(イ) 大規模買付ルールの影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより株主の皆さまは、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家の皆さまが適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

(ロ) 本新株予約権の無償割当時の影響

当社取締役会において本新株予約権無償割当決議を行った場合には、本新株予約権無償割当決議において別途定める割当期日における株主の皆さまに対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆さまが、本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使に係る

手続を経なければ、他の株主の皆さまによる本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社は、非適格者以外の株主の皆さまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆さまは、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

③ 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、平成24年6月28日開催の株式会社日本製紙グループ本社第12回定時株主総会においてあらかじめ株主の皆さまのご承認をいただいたうえで、平成25年2月22日開催の当社臨時株主総会において承認決議を行っていること、一定の場合には株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆さまの意思の確認を行うこと、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されていること、本対応方針の運用に関して独立性の高い社外者から成る独立委員会を設置しており、当社取締役会は本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについての独立委員会の判断を最大限尊重して決議を行うこと、独立委員会は当社の費用で独立した第三者の助言を受けることができること、本対応方針の有効期間の満了前であっても当社株主総会または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止できること、本対応方針は当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し株主総会で選任された取締役により廃止することができるものとして設計されていること（デッドハンド型買収防衛策ではないこと）等により、その公正性・客観性が担保されています。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nipponpapergroup.com/contents/200189606.pdf>) に掲載しておりますので、そちらをご参照ください。

連結計算書類

連結貸借対照表（平成26年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	[505,417]	流動負債	[509,234]
現金及び預金	97,247	支払手形及び買掛金	130,997
受取手形及び売掛金	201,713	短期借入金	292,326
商品及び製品	81,465	未払法人税等	4,561
仕掛品	16,884	その他の流動負債	81,348
原材料及び貯蔵品	52,899	固定負債	[545,075]
繰延税金資産	16,273	社債	48,000
その他の流動資産	39,194	長期借入金	432,719
貸倒引当金	△261	環境対策引当金	783
固定資産	[975,477]	退職給付に係る負債	37,650
（有形固定資産）	(729,179)	繰延税金負債	16,031
建物及び構築物	143,450	その他の固定負債	9,889
機械装置及び運搬具	314,930	負債合計	1,054,309
土地	223,863	純資産の部	
山林及び植林	21,295	株主資本	[398,636]
建設仮勘定	14,649	資本金	104,873
その他の有形固定資産	10,989	資本剰余金	217,105
（無形固定資産）	(21,804)	利益剰余金	77,994
無形固定資産	21,804	自己株式	△1,336
（投資その他の資産）	(224,493)	その他の包括利益累計額	[24,244]
投資有価証券	201,973	その他有価証券評価差額金	7,814
繰延税金資産	9,614	繰延ヘッジ損益	1,325
退職給付に係る資産	1,562	為替換算調整勘定	21,567
その他の投資その他の資産	12,524	退職給付に係る調整累計額	△6,463
貸倒引当金	△1,182	少数株主持分	[3,703]
資産合計	1,480,894	純資産合計	426,584
		負債・純資産合計	1,480,894

連結損益計算書 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		1,081,277
売 上	原 価		844,603
売 上	総 利 益		236,674
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			208,137
営 業 利 益			28,536
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		371	
受 取 配 当 金		1,961	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益		6,704	
補 助 金 収 入		1,922	
そ の 他		4,177	15,138
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		11,259	
そ の 他		4,227	15,486
経 常 利 益			28,188
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		5,854	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		3,272	
そ の 他		392	9,519
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損		2,053	
事 業 構 造 改 革 費 用		1,356	
減 損 損 失		1,352	
そ の 他		2,446	7,209
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			30,498
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		6,210	
法 人 税 等 調 整 額		1,939	8,150
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益			22,348
少 数 株 主 損 失			422
当 期 純 利 益			22,770

連結株主資本等変動計算書(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	49,143	183,639	72,942	—	305,725
当社（吸収合併存続会社） の 期 首 残 高（注）	△49,143	△183,639	△72,942	—	△305,725
引継いだ連結財務諸表上 の 期 首 残 高（注）	104,873	217,106	60,705	△1,308	381,376
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,633		△4,633
当期純利益			22,770		22,770
自己株式の取得				△33	△33
自己株式の処分		△0		5	4
連結範囲の変動			△847		△847
持分法適用会社に対 する持分変動に伴う 自己株式の増減				△0	△0
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	17,289	△27	17,260
当 期 末 残 高	104,873	217,105	77,994	△1,336	398,636

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 の 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	6,166	1,810	18,827	△8,490	—	18,314	3,676	327,715
当社（吸収合併存続会社） の 期 首 残 高（注）	△6,166	△1,810	△18,827	8,490	—	△18,314	△3,676	△327,715
引継いだ連結財務諸表上 の 期 首 残 高（注）	4,708	1,810	—	4,811	—	11,330	3,753	396,460
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△4,633
当期純利益								22,770
自己株式の取得								△33
自己株式の処分								4
連結範囲の変動								△847
持分法適用会社に対 する持分変動に伴う 自己株式の増減								△0
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額（純額）	3,106	△485	—	16,756	△6,463	12,914	△50	12,864
連結会計年度中の変動額合計	3,106	△485	—	16,756	△6,463	12,914	△50	30,124
当 期 末 残 高	7,814	1,325	—	21,567	△6,463	24,244	3,703	426,584

(注)平成25年4月1日付で、親会社であった株式会社日本製紙グループ本社を吸収合併し、同社の連結財務諸表を引継いでおります。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 44社

主要な連結子会社の名称

日本製紙クレシア(株)、日本製紙パピリア(株)、オーストラリアン・ペーパー、
日本紙通商(株)、日本製紙木材(株)、四国コカ・コーラボトリング(株)、日本製紙物流(株)

当社は平成25年4月1日付で(株)日本製紙グループ本社を吸収合併し、同社の連結財務諸表を引継いでおります。これにより、当連結会計年度において連結範囲に追加した主要な子会社は以下のとおりです。

日本製紙クレシア(株)

日本製紙パピリア(株)

四国コカ・コーラボトリング(株)

また、当連結会計年度において、以下のように異動しております。

(新規) 1社 十條サーマル

前連結会計年度において非連結子会社であった十條サーマルは、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、および利益剰余金（持分に見合う額）等が、連結計算書類に及ぼす影響の重要性が増したため、連結子会社に加えております。

なお、平成26年1月1日付で、四国コカ・コーラボトリング(株)の組織再編に伴い、同社の子会社数は6社から3社に減少しております。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

道央興発(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用非連結子会社および関連会社の数および主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数 なし

持分法適用関連会社の数 10社

リンテック(株)、ノース・パシフィック・ペーパー・コーポレーション、
大昭和・丸紅インターナショナル、日本トーカンパッケージ(株)、
理文造紙有限公司 他5社

当社は平成25年4月1日付で(株)日本製紙グループ本社を吸収合併し、同社の連結財務諸表を引継いでおります。これにより当連結会計年度において持分法適用会社に追加した関連会社は以下のとおりです。

(株)リソーシズ

また、当連結会計年度において、以下のように異動しております。

(除外) 1社 永豊餘ケイマン

平成25年9月27日付で、永豊餘ケイマンの株式を全て売却したため、同社を持分法適用の範囲から除外しております。

② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の数および主要な会社の名称等

持分法を適用していない非連結子会社の数 86社

持分法を適用していない関連会社の数 34社

主要な会社等の名称

(非連結子会社) 道央興発(株)

(関連会社) 日本紙運輸倉庫(株)

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社はそれぞれ当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

③ 持分法の適用の手續について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、四国コカ・コーラボトリング(株)およびその子会社3社、オーストラリアン・ペーパー社およびその子会社7社、大昭和北米コーポレーション、日本製紙USA、十條サーマル、サウス・イースト・ファイバー・エクスポート、ニッポン・ペーパー・リソーシズ・オーストラリアの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準

時価法によっております。

③ 棚卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法および総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

④ 固定資産の減価償却方法

(i) 有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法（当社の一部および連結子会社の一部は定額法）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りです。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 7～15年

(ii) 無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(iii) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

⑤ 貸倒引当金の計上基準

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑥ 環境対策引当金の計上基準

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

⑦ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、退職給付に係る資産として計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）に従い、定額法によりそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑧ 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しております。

⑨ ヘッジ会計の方法

(i) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等のうち、振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ・ヘッジ手段…為替予約

・ヘッジ対象…商品等の輸出による外貨建債権、原燃料の輸入等による外貨建債務および外貨建予定取引

b. ・ヘッジ手段…金利スワップ

・ヘッジ対象…借入金

(iii) ヘッジの方針

デリバティブ取引は、主として為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジすることを目的としております。

(iv) ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

また、為替予約のうち、予約締結時にリスク管理方針に従って米貨建等による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているものについては、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので連結決算日における有効性の評価を省略しております。

⑩ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(退職給付に係る負債の計上基準)

当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を適用しております。

(ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)

これらの会計基準等の適用により、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債(年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産)として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債または資産に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が1,562百万円、退職給付に係る負債が37,650百万円計上されております。また、税効果を調整の上、その他の包括利益累計額が6,463百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

(6) 表示方法の変更

(連結貸借対照表に関する変更)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「短期貸付金」(当連結会計年度8,541百万円)は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度から「その他の流動資産」に含めて表示しております。

(連結損益計算書に関する変更)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「受取賃貸料」(当連結会計年度1,431百万円)は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度から営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「補助金収入」(前連結会計年度622百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度から区分掲記する方法に変更しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「設備賃貸費用」(当連結会計年度1,089百万円)は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度から営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「運搬具転貸損」(当連結会計年度719百万円)は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度から営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」(当連結会計年度618百万円)は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度から特別損失の「その他」に含めて表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

次の資産は下記の担保に供しております。

(i) 担保に供している資産

土地	1,050百万円
その他の有形固定資産	613百万円
計	1,664百万円

(ii) 担保に係る債務

短期借入金	330百万円
長期借入金（含む1年以内返済）	615百万円
計	945百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,256,334百万円

(3) 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。

保証債務	37,657百万円 (37,430百万円)
------	--------------------------

() 内は連結会社の負担額であります。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式

116,254,892株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,479	30	平成25年4月1日	平成25年6月28日
平成25年11月6日 取締役会	普通株式	1,159	10	平成25年9月30日	平成25年12月2日

(注) 当社は平成25年4月1日付で株式会社日本製紙グループ本社を吸収合併したため、同社の平成25年3月期の期末配当金を、平成25年4月1日付の当社株主名簿に記録された株主に対して配当しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,478	30	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を導入し、グループ内資金を一元的に調達・管理しております。資金運用については、安全性の高い預金等に限定しております。資金調達については、グループ全体の資金予測のもと、金融機関借入・社債発行等で行っております。

営業債権に係る顧客の信用リスクは、グループ共通の与信管理規程に沿ってリスクの軽減を図っております。投資有価証券は上場株式・関係会社株式が主であり、上場株式については適時に時価の把握を行っております。

営業債務は1年以内の支払期日であります。借入金は金利変動リスクに晒されておりますが、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息を固定化しております。

外貨建ての金銭債権債務は為替変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約取引を利用するなどしてヘッジしております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、資金予算を作成し、これをもとに月次・日次で更新し、資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次の通りであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	97,247	97,247	－
(2) 受取手形及び売掛金	201,713	201,713	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	47,571	47,571	－
関係会社株式	71,062	90,518	19,455
(4) 支払手形及び買掛金	(130,997)	(130,997)	－
(5) 短期借入金	(292,326)	(293,744)	1,417
(6) 長期借入金	(432,719)	(453,184)	20,465
(7) デリバティブ取引	288	288	－

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

これらの時価について、短期借入金の時価は、短期間で決済されるため帳簿価額にほぼ等しく当該帳簿価額によっております。1年内返済予定の長期借入金については、その将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を一定期間に区分し、その将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(7)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、上記同様に割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6)参照）。

為替予約取引等の振当処理を行っているものは、ヘッジ対象とされている売掛金、支払手形および買掛金と一体として処理されているため、その時価は売掛金、支払手形および買掛金の時価に含めて記載しております。また、振当処理を行っていないものについて、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額83,339百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

3,652円76銭

1株当たり当期純利益

196円67銭

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、55円83銭減少しております。

6. その他の注記

(1) 連結損益計算書に関する事項

① 事業構造改革費用に関する事項

当連結会計年度において当社グループは事業構造改革費用（1,356百万円）を計上しております。
事業構造改革費用は、洋紙事業の復興計画に伴い追加で発生した費用および清涼飲料事業の組織再編により発生した費用であります。

② 減損損失に関する事項

当連結会計年度において当社グループは以下の資産について減損損失（1,352百万円）を計上しております。

(単位：百万円)

場 所	種 類	減 損 損 失	備 考
米国ワシントン州	機械装置及び運搬具	1,002	停止予定資産
		計 1,002	
茨城県高萩市他	建物及び構築物	32	遊休資産他
	機械装置及び運搬具	26	
	土地	274	
	その他	16	
	計	349	
計		1,352	

当社グループは、減損の兆候を判定するにあたり、事業用資産は主としてキャッシュ・フローの生成単位である事業単位、遊休資産は個別物件単位で資産のグルーピングを実施しております。

停止予定資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値の算定期間が一年未満であることから将来キャッシュフローを割り引いておりません。

遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として第三者による鑑定評価額またはそれに準ずる方法により算定しております。

(2) 企業結合等に関する事項

共通支配下の取引等

① 取引の概要

(i) 結合当事企業の名称およびその事業の内容

結合企業（吸収合併存続会社）

名称	日本製紙株式会社
事業の内容	新聞用紙、印刷用紙、情報用紙、産業用紙、段ボール原紙、高級白板紙、特殊白板紙、コート白ボール、パルプ、液体用紙容器および化成品などの製造・販売

被結合企業（吸収合併消滅会社）

名称	株式会社日本製紙グループ本社
事業の内容	主として紙・パルプ事業会社の株式の所有を通じて行う当該会社の経営管理

(ii) 企業結合日

平成25年4月1日

(iii) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社日本製紙グループ本社（以下、「日本製紙グループ本社」）は解散により消滅しております。

(iv) 結合後企業の名称

日本製紙株式会社

(v) その他取引の概要に関する事項

本合併により、持株会社制を見直し、平成24年10月1日付の当社と日本大昭和板紙株式会社、日本紙パック株式会社および日本製紙ケミカル株式会社との合併により、グループ全体として今まで以上に迅速な経営資源の配分が可能となり、グループが保有する成長分野事業を、国内洋紙事業と並ぶグループの中核事業として強化することが出来ると考えております。

今回の施策を通じて早期に事業構造の転換を進め、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

② 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行い、当社が日本製紙グループ本社の連結財務諸表を引き継いでおります。

計 算 書 類

貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	[397,483]	流動負債	[443,669]
現金及び預金	82,889	支払手形	859
受取手形	480	買掛金	73,336
売掛金	124,079	短期借入金	295,042
商品及び製品	44,011	未払金	60,074
仕掛品	12,698	未払費用	7,925
原材料及び貯蔵品	39,579	未払法人税等	1,344
短期貸付金	79,254	その他の流動負債	5,086
未収入金	17,284	固定負債	[515,951]
繰延税金資産	11,397	社債	48,000
その他の流動資産	7,914	長期借入金	422,942
貸倒引当金	△22,106	退職給付引当金	10,458
固定資産	[867,627]	環境対策引当金	638
(有形固定資産)	(561,555)	再評価に係る繰延税金負債	29,877
建物	90,056	その他の固定負債	4,034
構築物	20,745	負債合計	959,620
機械及び装置	240,665	純資産の部	
車両及び運搬具	82	株主資本	[279,349]
工具器具及び備品	3,953	資本金	104,873
土地	175,125	資本剰余金	130,232
山林及び植林	19,419	資本準備金	83,552
リース資産	1,543	その他資本剰余金	46,679
建設仮勘定	9,963	利益剰余金	45,261
(無形固定資産)	(4,417)	利益準備金	432
ソフトウェア	2,355	その他利益剰余金	44,829
その他の無形固定資産	2,061	特定災害防止準備金	84
(投資その他の資産)	(301,654)	固定資産圧縮積立金	11,254
投資有価証券	54,588	繰越利益剰余金	33,489
関係会社株式及び出資金	222,804	自己株式	△1,017
長期貸付金	192	評価・換算差額等	[26,140]
長期前払費用	844	その他有価証券評価差額金	7,316
繰延税金資産	18,506	繰延ヘッジ損益	182
その他の投資その他の資産	5,264	土地再評価差額金	18,641
貸倒引当金	△546	純資産合計	305,489
資産合計	1,265,110	負債・純資産合計	1,265,110

損益計算書（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

科 目		金 額	
売 上 高			653,979
売 上 原 価			505,861
売 上 総 利 益			148,118
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			127,779
営 業 利 益			20,338
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,505		
雑 収 入	5,201		13,707
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	10,745		
雑 損 失	3,674		14,420
経 常 利 益			19,624
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	5,112		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,513		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	1,346		8,972
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	1,284		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	967		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	642		
事 業 構 造 改 革 費 用	544		
そ の 他	742		4,180
税 引 前 当 期 純 利 益			24,417
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,194		
法 人 税 等 調 整 額	6,469		7,663
当 期 純 利 益			16,754

株主資本等変動計算書(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本等変動計算書											
	資本金		資本剰余金			利益剰余金			自己株式			株主資本計
	資本金	資本準備金	その剰余金	その他剰余金	利益剰余金	利益剰余金	利益剰余金	利益剰余金	利益剰余金	利益剰余金		
当期首残高	49,143	70,051	109,296	179,348	-	28	79	11,952	5,889	17,950	-	246,442
事業年度中の変動額												
合併による増減(注)	55,730	13,500	△62,615	△49,114	432				14,576	15,008	△987	20,636
剰余金の配当									△4,639	△4,639		△4,639
当期純利益									16,754	16,754		16,754
自己株式の取得											-	△33
自己株式の処分			△1	△1							-	2
海外投資等損失準備金取崩						△28				28	-	-
特定災害防止準備金積立							10			△10	-	-
特定災害防止準備金取崩							△6			6	-	-
固定資産圧縮積立金積立								26		△26	-	-
固定資産圧縮積立金取崩									△723	723	-	-
土地再評価差額金取崩										186	186	186
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	55,730	13,500	△62,616	△49,115	432	△28	4	△697	27,600	27,310	△1,017	32,906
当期末残高	104,873	83,552	46,679	130,232	432	-	84	11,254	33,489	45,261	△1,017	279,349

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰上ヘッジ損益	延滞土壌再評価金	評価差額等	
当期首残高	6,869	1,217	18,827	26,914	273,357
事業年度中の変動額					
合併による増減(注)					20,636
剰余金の配当					△4,639
当期純利益					16,754
自己株式の取得					△33
自己株式の処分					1
海外投資等損失準備金取崩					-
特定災害防止準備金積立					-
特定災害防止準備金取崩					-
固定資産圧縮積立金積立					-
固定資産圧縮積立金取崩					-
土地再評価差額金取崩					186
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	447	△1,034	△186	△774	△774
事業年度中の変動額合計	447	△1,034	△186	△774	32,132
当期末残高	7,316	182	18,641	26,140	305,489

(注)平成25年4月1日付で、親会社であった株式会社日本製紙グループ本社を吸収合併したことによる増減であります。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

ただし、商品の一部（充填機等）は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(4) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

…定率法

ただし、北海道工場白老事業所、石巻工場、岩沼工場、富士工場、吉永工場等の有形固定資産（リース資産を除く）および平成10年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りです。

建物及び構築物 10～50年

機械及び装置 7～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

…定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金の計上基準

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 退職給付引当金の計上基準
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～15年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13～15年）に従い、定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- ③ 環境対策引当金の計上基準
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。
- (6) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (7) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等のうち、振当処理の要件を満たすものについては振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- (i) ・ヘッジ手段…為替予約
 - ・ヘッジ対象…原燃料の輸入等による外貨建債務および外貨建予定取引
 - (ii) ・ヘッジ手段…金利スワップ
 - ・ヘッジ対象…借入金
- ③ ヘッジ方針
当社が行うデリバティブ取引は、為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジすることを目的としております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しております。
また、為替予約のうち、予約締結時にリスク管理方針に従って、米貨建等による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているものについては、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。
- (8) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(9) 表示方法の変更

(損益計算書に関する変更)

前事業年度において区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」(当事業年度394百万円)については、金額的重要性が乏しいため、当事業年度から特別損失の「その他」に含めて表示しております。

(10) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(退職給付に係る会計処理)

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

次の資産は下記の担保に供しております。

(i) 担保に供している資産

土地	773百万円
山林及び植林	569百万円
計	1,342百万円

(ii) 担保に係る債務

長期借入金(含む1年以内返済) 475百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,910,479百万円

(3) 保証債務

関係会社等の金融機関等からの借入等に対して、債務保証を行っております。

保証債務 77,305百万円
(77,079百万円)

()内は当社の負担額であります。

(4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額

関係会社に対する短期金銭債権 130,909百万円
関係会社に対する短期金銭債務 74,739百万円

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号、平成13年3月31日最終改正法律第19号）に基づいて再評価された事業用土地を合併により引継ぎ、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号、平成11年3月31日最終改正政令第125号）第2条第3号および第4号ならびに第5号に定める評価額に合理的な調整を加えて算定する方法
- ・再評価を行った年月日……………平成12年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△47,743百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

164,810百万円

営業費用

162,130百万円

営業取引以外の取引による取引高

19,675百万円

(2) 事業構造改革費用に関する事項

当事業年度において、当社は事業構造改革費用（544百万円）を計上しております。

事業構造改革費用は、洋紙事業の復興計画に伴い追加で発生した費用であります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式

292,801株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払賞与		1,481百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額		7,870百万円
退職給付引当金		11,849百万円
株式評価損		14,793百万円
減損損失		11,941百万円
繰越欠損金		25,179百万円
その他		10,576百万円
繰延税金資産	小計	83,689百万円
評価性引当額		△43,458百万円
繰延税金資産	合計	40,231百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金		△6,699百万円
その他有価証券評価差額金		△3,481百万円
その他		△148百万円
繰延税金負債	合計	△10,328百万円
繰延税金資産の純額		29,903百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は817百万円減少し、法人税等調整額が823百万円増加等しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

種類	会社等の名称	議決権の割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員等の兼任	事業上の関係				
子会社	日本紙通商(株)	98.35	-	当社製品の販売	短期資金の貸付・回収(注1, 2)	26,813	短期貸付金	27,244
					手形債権の譲受(注3)	57,169	未払金	13,416
					製品の販売(注4)	120,602	売掛金	34,603
	オーストラリアン・ペーパー	100.00	兼任1名	当社製品の販売	債務保証	15,827	-	-
	腕パルウッドマテリアル	100.00	-	-	短期資金の貸付・回収(注2, 5)	15,917	短期貸付金(注6)	15,926
Amapa Florestal e Celulose S.A.	100.00	-	-	債務保証	16,391	-	-	

(取引条件および取引条件の決定方針等)

(注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 資金の貸付および回収取引が反復的に行われているため、取引金額の欄には期中の平均残高を記載しております。

(注3) 当社は、譲渡された手形債権の売却を市場で行っております。

(注4) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

(注5) (株)パルウッドマテリアルに対する短期貸付金については、金利を免除しております。

(注6) (株)パルウッドマテリアルの短期貸付金に対して、15,909百万円の貸倒引当金を計上しております。なお、当期の貸倒引当金繰入額は374百万円です。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,634円39銭
1株当たり当期純利益	144円47銭

8. その他の注記

企業結合等に関する事項

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

- ① 結合当事企業の名称およびその事業の内容
結合企業（吸収合併存続会社）

名称	日本製紙株式会社
事業の内容	新聞用紙、印刷用紙、情報用紙、産業用紙、段ボール原紙、高級白板紙、特殊白板紙、コート白ボール、パルプ、液体用紙容器および化成品などの製造・販売

被結合企業（吸収合併消滅会社）

名称	株式会社日本製紙グループ本社
事業の内容	主として紙・パルプ事業会社の株式の所有を通じて行う当該会社の経営管理

② 企業結合日

平成25年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社日本製紙グループ本社は解散により消滅しております。

④ 結合後企業の名称

日本製紙株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

本合併により、持株会社制を見直し、平成24年10月1日付の当社と日本大昭和板紙株式会社、日本紙パック株式会社および日本製紙ケミカル株式会社との合併により、グループ全体として今まで以上に迅速な経営資源の配分が可能となり、グループが保有する成長分野事業を、国内洋紙事業と並ぶグループの中核事業として強化することが出来ると考えております。

今回の施策を通じて早期に事業構造の転換を進め、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

(2) 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行っております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

日本製紙株式会社
取締役会 御中

平成26年5月13日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中村 雅一 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 竹野 俊成 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 櫛田 達也 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本製紙株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本製紙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

日本製紙株式会社

取締役会 御中

平成26年5月13日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中村 雅一 ①
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 竹野 俊成 ①
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 櫛田 達也 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本製紙株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則に定める会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針およびその各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容に検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社等に赴き業務の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社法施行規則に定める会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、その各取組みは当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成26年5月14日

日本製紙株式会社 監査役会

常任監査役（常勤） 濱 島 明 人 ㊟

監 査 役（常勤） 寺 尾 誠 ㊟

監 査 役 房 村 精 一 ㊟

監 査 役 坂 本 邦 夫 ㊟

(注) 監査役房村精一および監査役坂本邦夫は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net/>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。

ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承のうえご利用くださいますようお願い申し上げます。

1. システムに係る条件

インターネットによる議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

- (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ① Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2 以降
 - ② Adobe® Acrobat® Reader® Ver.5.0 以降または、Adobe® Reader® Ver.6.0以降 (画面上で株主総会参考書類などをご覧になる場合)
※Microsoft® およびInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。
※Adobe® Acrobat® Reader®, Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- (3) インターネットの接続に、ファイアウォールなど設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。
- (4) なお、当ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能 (ポップアップブロック機能など) をご利用されている場合は、解除 (または一時解除) のうえ、ご利用ください。

2. 議決権行使のお取り扱い

- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到達したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
なお、インターネットと書面が同日に到達した場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットによる議決権行使は、平成26年6月26日 (木曜日) 午後5時までに行われるようお願いいたします。

3. パスワードのお取り扱い

■パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。

パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。

■パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

4. パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

■本サイトでの議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120(652)031

(受付時間 9:00~21:00)

■その他のご登録住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120(782)031

(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

議決権電子行使プラットフォームについて

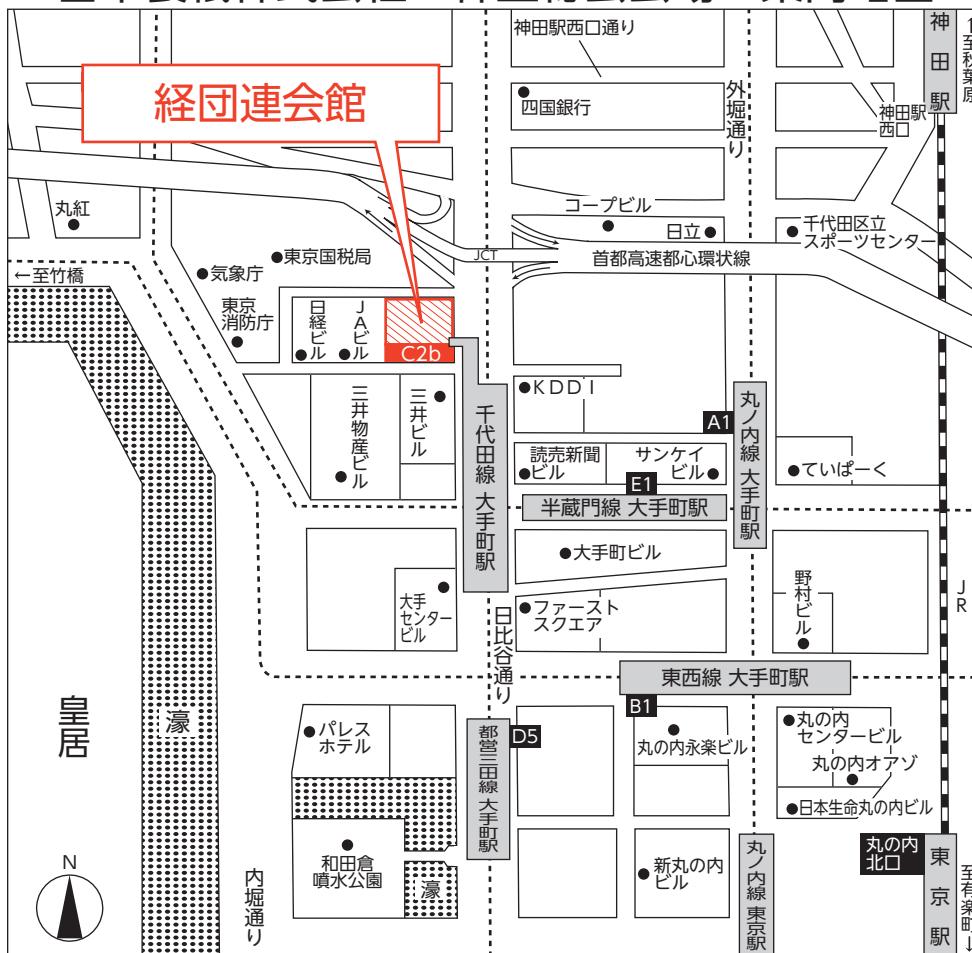
管理信託銀行などの名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所などにより設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

日本製紙株式会社 株主総会会場ご案内略図



■会場 経団連会館 2階 国際会議場
東京都千代田区大手町一丁目3番2号
電話 03-6741-0222

会場が前回と異なっておりますので、
お間違えのないようご注意ください。

■交通 東京メトロ千代田線 大手町駅 C2b出口 (直結)

- 地下鉄大手町駅は、東京メトロ千代田線・丸の内線・半蔵門線・東西線および都営三田線が乗り入れております。
- 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

当日ご来場いただきました株主さまには記念品をご用意しておりますが、ご来場の株主さまお一人につき1個とさせていただきます。